

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤研究事業）
「新たな被膜手術に対する医療放射線防護に関する研究」(H28医基一候-014)
(研究代表者：細野 賢)

分担研究報告書

「診療用放射線照射器具における放射線安全確保に関する検討」

研究代表者 細野 賢 近畿大学医学部放射線医学教室
研究協力者 池淵 亮治 一般社団法人日本医師会
上田いつみ 近畿大学医学部放射線医学教室
坂口 錠太 一般社団法人日本医師会
高橋 錦夫 近畿大学医学部放射線医学センター
中村 吉秀 公益社団法人日本アイソトープ協会
花岡 宏平 近畿大学高度先進総合医療センター
山田 敏裕 近畿大学原子力研究所
柳田 幸子 公益社団法人日本アイソトープ協会

概要

【目的】本研究は、診療用放射線照射器具を永久的に導入された患者の退出について、ICRP Pub.60¹⁾及び近年の国際報告に示されている放射線防護にかかる被膜評価による国際的ハーモナイゼーションを図る検討を行い、ヨウ素-125 シード被膜（以下、シード被膜という。）などの診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のQOLに優れた治療法の検討を目的とする。

【方法】シード被膜及び金-198 ゲレンシング（以下、ゲレンシングといふ。）の被膜の物理データ^{2), 3)}、人体組織等価ファントムによるシード被膜導入時の漏れ剂量の測定データ^{2), 3)}及びシード被膜導入患者の尿流等の被ばく被膜の実測データ等）から放射線の被ばくシナリオに基づく第三者が受けた実測量について検討する。

【結果】

1. 現行の「診療用放射線照射器具を永久的に導入された患者の退出について」の検討
現行の診療用放射線照射器具の退出基準⁴⁾におけるシード被膜を導入された患者による被ばく被膜は、“見掛けの 1cm 被膜量当量半減期を基準とする実効被膜量”と見なして評価している。その結果、第三者が受けた実効被膜が安全側で評価され、シード被膜治療を必要とする患者のQOLに優れた治療法の適用が阻害されていると思料された。すなわち、国際放射防護委員会（以下、ICRP といふ。）Publication (以下、Pub.と呼ぶ。) 60 節⁵⁾及びそれ以降の国際報告⁶⁾の被膜評価の考え方である、放射線影響に関する被膜量は防護量で定め、それが遵守されていることの立証は実用面により行

う、とした放射線防護の原則に従った検討をした結果、現行の「診療用放射線照射器具を永久的に導入された患者の退出に関する指針」⁶⁾は、国際的ハーモナイゼーションを図る再評価が必要だと結論された。

2. 「診療用放射線照射器具を永久的に導入された患者の退出に関する指針」⁶⁾の改定に関する検討

シード被膜の 2,000 [MBq] を永久的に導入された患者から東邦等の第三者が受けた実効被膜量の再評価及びグレンシング被膜の退出時の基準についても検討した。以下に結果を列挙する。

(1) シード被膜 2,000 [MBq] を永久的に導入された患者による公衆被ばくの実効被膜量の概算は 0.59 mSv、介護者の実効被膜量は 1.18 mSv と計算された。これらの結果は、何れの者も “割引すべき被膜量（公衆：1 mSv、介護者：5 mSv）” を超えている。

(2) シード被膜 2,000 [MBq] を導入された患者の体表面から 1 メートル離れた地点における 1cm 被膜量当量半減期値は 1.81 [μSv/h] から 2.81 [μSv/h] に改正することを提案する。

(3) ゲレンシング被膜を導入された患者の退出基準について
「退出基準計算等に関する資料」⁶⁾ 3-3 永久的に導入された患者から一般公衆が 1 年間に受けた被膜量による基準 2) 金-198 ゲレンシングを永久的に導入された患者から一般公衆が 1 年間に受けた被膜量、について評価した結果、退出基準は次の通り。

① “適用量または体内貯存放射能”的評価は、実効被膜量で計算されているので、現行の通り 700 [MBq] が適当である。

② 700 [MBq] を導入された患者の体表面から 1 メートル離れた地点で測定される実効被膜量としての 1 センチメートル被膜量当量半減期は、40.8 [μSv/h] から 48.0 [μSv/h] に改正することを提案する。

【結論】

「診療用放射線照射器具を永久的に導入された患者の退出に関する指針」⁶⁾の改正案について
上の 2. (1) から (3) の結果から、次の通り改正されることが望まれる。なお、アンケートによる検討等の改正案を示した。

3-1 放射能及び被膜量による基準

医療法に基づいて診療用放射線照射器具を永久的に導入された患者が病院内の診療用放射線照射器具使用室あるいは放射線治療室等から退出する場合には、以下の (1) 通り (2) のいずれかの基準を満たさなければならない。

(1) 適用量あるいは被膜を考慮した放射能が表 1 に示す放射能を超えないこと。
適用量あるいは被膜を考慮した放射能が表 1 に示す放射能を超えないこと。

(2) 測定被膜量年に基づく基準
患者の体表面から 1 メートル離れた地点で測定された被膜量が表 1 に示す 1 センチメートル被膜量当量半減期を超えないこと。

表1 治療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出における検査

診療用放射線照射器具	適用量または 体内残存放射能 (kBq)	患者の体表面から 1 メートル離れた地点における 1 センチメートル線量当量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	適用量または 体内残存放射能 (kBq)	患者の体表面から 1 メートル離れた地点における 1 センチメートル線量当量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)
ヨウ素 125 シード(前立腺に適用した場合) ^{*1)}	1,300~2,000	1.8~2.8		
金 198 グレイン	700	40.3~45.0		

* 1) 前立腺以外の部位にヨウ素 125 シードを適用する場合、当該部位における組織等の被覆を考慮して放射能と線量率を計算求め、公衆及び介護者、患者を訪問する子供について抑制すべき線量の基準を遵守することとする。
 なお、適用量または体内残存放射能が 1,300 [kBq] を超えるヨウ素 125 シード装置を挿入された患者の退出にあたって、患者の体表面から 1 メートル離れた地点における放射能の量の測定は、トレー・シリティが開発した装置によりヨウ素 125 線源の光子エネルギー範囲 (25~30 keV) で校正された放射線測定器を用いることとする。

その他の項目及び事項については、医療安第 0313001 号を引き続き適用すること。

A.はじめに

2017 年公表のがん統計千葉では、前立腺癌の罹患数は胃癌及び肺癌に次ぐ第 3 位と推定されている。シード装置による前立腺癌の治療法においては、有害事象の要因とされる尿道や直腸に対する放射能量が妊娠できる、直腸の「辺縁部切開法」が限局性の早期前立腺癌に対する標準法の一つとして普及している。この配管法によって、前立腺癌の解剖に必要な放射線量は前立腺体積に依存する。

シード装置及びグレイン線源を用いる診療用放射線照射器具を体内に永久的に挿入された患者の外来治療について、厚生労働省医療安全対策監査課(平成 15 年 9 月 13 日医療安第 0313001 号(以下、「退出基準通知」という。))⁵⁾により、1) ヨウ素-125 シードの体内残存放射能が 1,300 [kBq] または患者の体表面から 1 メートル離れた地点で測定された 1 センチメートル線量当量率が 1.8 [$\mu\text{Sv}/\text{h}$] を超えない場合、2) 金-198 クラインの体内残存放射能が 700 [kBq] または患者の体表面から 1 メートル離れた地点で測定された 1 センチメートル線量当量率が 40.3 [$\mu\text{Sv}/\text{h}$] を超えない場合、管理区からの退出可能にしている。

この結果、シード装置による外来治療(ヨウ素-125 の 1,300 [kBq])は、前立腺体積によ

る外来治療を行う場合、子めホルモン療法により前立腺体積を縮小させる効果が必要になる。当該ホルモン療法は明らか前立腺癌の併存症法に使われているが、ホットフラッシュ、乳房痛、心血管または副腎管系への悪影響、直腸は場合は心筋梗塞や脳梗塞の説明など、患者の QOL を損なう多くの副作用が報告されている^{10~12)}。そのため、泌尿器科の専門医からもホルモン療法による予めの治療に従らない、直接シード装置治療への適用が差違されている。

B. 目的

本研究は、診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出にかかる線量評価について、国際的ハーモナイゼーションを図ることによって、診療用放射線照射器具による患者の QOL に偏った治療法の推進に資する検討を目的とする。

C. 方針

ICRP Pub. 60¹³⁾、ICRP Pub. 74¹⁴⁾、ICRP Pub. 98¹⁵⁾、ヨウ素-125 等の種類の放射源にかかる線量評価に関する特集データ^{11), 19)}、人体被曝等価アントムによる線量評価に関する基準データ^{2), 12)}及びシード装置治療患者の帰宅後ににおける家族の被ばく線量の実測値等⁶⁾から、第三者の被ばく線量評価にかかるシナリオに基づいて検討した。

D. 結果と考察

1. 本稿の「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出について」の考え方
 「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出について」にかかる指針¹⁴⁾
 3. 退出基準、3-1. 放射能及び線量率による基準 (1) 線量あるいは被曝を考慮した残存放射能が表 1 に示すが
 いた残存放射能に基づく基準 (適用量あるいは被曝を考慮した残存放射能が表 1 に示すが
 効能を超えないこと。) と (2) 領域線量率に基づく基準 (患者の体表面から 1 メートル離
 離された地点で測定された線量率が表 1 に示す 1 センチメートル線量当量率を超えないこ
 と。) について検討した。
 シード装置を挿入された患者の退出基準にかかる線量の算定基準として、見掛けの 1
 の線量当量率を用いている。表 1 に示すように、ヨウ素-125 の光子エネルギーは極
 りめて低く、また、当該光子の物理透過性が著しく小さい(表 2)。例えば、ヨウ素-125 の
 放射線の水に対する放射能率が粗略でできる、直腸の「辺縁部切開法」が限局性の早期前立
 腺癌に対する標準法の一つとして普及している。この配管法によって、前立腺癌の解剖に必
 要な放射線量は前立腺体積に依存する。

シード装置及びグレイン線源を用いる診療用放射線照射器具を体内に永久的に挿入され

る患者の外来治療について、厚生労働省医療安全対策監査課(平成 15 年 9 月 13 日

医療安第 0313001 号(以下、「退出基準通知」という。))⁵⁾により、1) ヨウ素-125 シ

ードの体内残存放射能が 1,300 [kBq] または患者の体表面から 1 メートル離れた地点で測定された 1 センチメートル線量当量率が 1.8 [$\mu\text{Sv}/\text{h}$] を超えない場合、2) 金-198 クラインの体内残存放射能が 700 [kBq] または患者の体表面から 1 メートル離れた地点で測定された 1 センチメートル線量当量率が 40.3 [$\mu\text{Sv}/\text{h}$] を超えない場合、管理区からの退出を可

は低い傾向であると報告している^{10) 11)}。一方、平成 26 年度において我々の検討した、シード線源導入患者の骨を受ける家族等の被ばく量を計算した結果として、患者側へのシード線源の放射能を 1,300 [MBq] に削減した場合の被ばく量を計算したところ、放射能を 1,300 [MBq] に増えたにも拘らず、図 1 のように 24 名の患者の家族等の第三者者の被ばく量は、最大 0.04 [mSv] から最小 0.03 [mSv] と、第三者の被ばく量はく数量の分布範囲に大きな広がりを示した（平均値 0.04±0.01 [mSv]）。これは、家族等の第三者の被ばく量は、治療患者の体格を含めた様々な要因が影響していると考える。

表 1 治療用放射線照射装置の永久的導入による被ばく量計算による被ばく量の特性¹²⁾

被ばく 種類	半減期 (日)	基 本 形 式	主な光子のエネ ルギー(MeV) 放出割合	主な光子のエネ ルギー(MeV)と 放出割合	実効被ばく量 半減期(カーマ半減期) 1cm 被ばく量半減期 [μSv·m ² ·MBq ⁻¹ ·h ⁻¹]		(光子エネルギー— 10keV 以上)	T ₉₀ K ₀ 0.0126 (0.0255)	T ₉₀ K ₀ 0.0361 (光子エネルギー— 30keV 以上)	T ₉₀ K ₀ 0.00290 (0.00587)	T ₉₀ K ₀ 0.00704 (光子エネルギー— 30keV 以上)	Hg-K ₀ 0.0111 Hg-L 0.0576 (光子エネルギー— 30keV 以上)	Hg-K ₀ 0.0687 (光子エネルギー— 30keV 以上)	Hg-L 0.0696 (0.0646)	
					1-125	88-400	EC	100%	0.0355 6.7%	0.0374 116.0%	0.0111 1.2%	0.00290 (0.00587)	0.00704 (光子エネルギー— 30keV 以上)	Hg-L 0.0696 (0.0646)	
Au-198	2.695517	β^-	0.285 0.99%	0.412 95.6%	(光子エネルギー— 10keV 以上)										
			0.961 99.0%	0.676 0.80%											
			1.372 0.025%	1.088 0.10%	0.0575 (0.0655)										
				0.0703 2.2%											
					Hg-K ₀										

表 2 ヨウ素-135 のガラス管による半減期及び 1/10 年半

物質	鉛	コンクリート	ガラス	石膏ボード	木材
密度 (g·cm ⁻³)					
半減期 (cm)					
1/10 年半 (cm)					

また、退出基準番号には、シード線源を挿入された患者の退出基準の基礎となる被ばく量定数は、“見掛けの 1cm 被ばく量半減数=0.014 [μSv·m²·MBq⁻¹]”を採用している。これを支持する報告例¹³⁾があり、また、平成 24 年度の当該研究事業の検討においても妥当性を検証している¹⁴⁾。

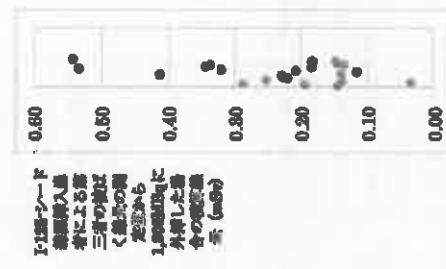


図 1 シード線源挿入患者の被ばく量の第三者的被ばく量の測定値により
シード線源の有效被ばく量を 1,2000 [MBq] に換算した場合の被ばく量に対する推定値
しかしながら、“見掛けの 1cm 被ばく量半減数”は、人体組織等価ファントムを用いて
測定された周辺被ばく量半減数から求めた。1cm 被ばく量半減数である。防護量としての実測
被ばく量の評価は、ICRP Pub. 60¹⁵⁾ 及び ICRP Pub. 74¹⁶⁾ で報告しているように、測定された
被ばく量（フルエンス、空気カーマ、放射能）から放射性核種の光子エネルギーに換算する

実効線量への影響係数を用いて評価することが必要されている。

また、現行の退出基準は、シード装置を挿入された患者から受けれる線量の算定基礎として、「見掛けの 1cm 線量当量率定数」を「見掛けの実効線量率定数」として防護量を評価している。この点は、ICRP 警告の放射線防護の基本的考え方から逸脱しており、また、表 1 及び表 3 に示すように、実効線量を 1cm 線量当量で評価すると安全側に過大評価され、その結果として、QOL に優れたシード装置治療の適用を阻害していた可能性がある。他方、金・198 グリーン装置の退出基準についても実効線量率定数で算量評価を行った旨を、1cm 線量当量率の規定部に記載している。

このように、現行のシード装置及びグリーン装置を挿入された患者の退出基準は、ICRP が報告している放射線防護の基本的な考え方とは異なり、何れの基準も安全側で評価されていると指摘される。しかしながら、「診療用放射線防護器具を永久的に挿入された患者の退出について」⁵⁾ の発出時期が平成 15 年であったこと、また、我が国の放射線防護法への ICRP Pub.60⁶⁾ 及び ICRP Pub.74⁷⁾ の防護体系の取り入れ時期が平成 12 年改正というように、放射線防護体系の大変革期の適応期であったことから、放射線防護基準の解釈が安全側に向かしたこととはやむを得ないと思量される。他方、ICRP Pub.60 警告⁸⁾ から 17 年間経過した 2007 年に ICRP Pub.108⁹⁾ が発表され、我が国の放射線防護法令の解釈も ICRP Pub.60 警告⁸⁾ 以前の放射線防護体系の趣旨に沿ってシフトされるべきと考える。

このように、放射線防護による防護量（線量限度）は実効線量で定めて、それが遵守されていることを立証するものは実用量（周辺線量当量、方向性線量当量、個人線量当量）で行うとする ICRP の放射線防護体系へと指向した「診療用放射線防護器具を永久的に挿入された患者の退出について」への改正が望まれる。

2. 診療用放射線防護器具を導入した患者による第三者の実効線量について

ICRP Pub.60⁶⁾ では、放射線による影響のリスクを定量化するため、放射線防護に関する新しい概念を報告した。また、1986年のICRP Pub.74⁷⁾警告¹⁰⁾ における3項において、「20項目にいくつか詳しく述べるように、放射線の防護には2組の量が必要である。例えば、線量限度は防護量で表され、それを遵守していることは該当する実用量の測定によって立証される。」と記述して、防護量は実効線量と等価線量、測定にかかるモニタリング量は周辺線量当量、方向性線量当量及び個人線量当量の実用量を適用することが示された。また、我が国の現行法令は、既にICRP Pub.60⁶⁾ の基本概念を取り入れ、放射線防護に用いる量の考え方及び外部被ばくの実効線量換算系数はICRP Pub.74¹¹⁾ を取り入れている。

すなわち、医療法では、同施行規則第 30 条の 27 (線量限度) で、「第 30 条の 18 第 1 項に規定する放射線被ばく者等による実効線量率定数に対する 1cm 線量当量率定数を示している。またの大部 分の被ばくの 1cm 線量当量率定数は、実効線量率定数に対し 1.5 倍～5 倍高く、

期とする 1 年間につき 60 ミリシーベルト (3) 女子 (妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠する意思がない旨を病院又は診療所の管理者に書面で申し出した者及び次号に規定する者を除く) については、前 2 号に規定するほか、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 ヶ月につき 6 ミリシーベルト (4) 妊娠中である女子については、第 1 号及び第 2 号に規定するほか、本人の申出等により病院又は診療所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間につき、内挿被ばくについて 1 ミリシーベルト」と規定している。また、同施行規則第 30 条の 22 (放射線障害が発生するおそれのある診所の規定) 第 2 項において、「前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の認定は、次の各号に定めることにより行う。(1) 放射線の量の認定は、1 センチメートル線量当量率又は 1 センチメートル線量当量について行うこと。」と規定している。このように、医療法施行規則の診療用放射線の防護基準においても、場所及び放射線診療被ばく者等の放射線の防護基準は防護量である実効線量で定め、放射線の量の認定は 1 センチメートル線量当量率又は 1 センチメートル線量当量の実用量について行うと規定している。

表 3 診療用放射線防護器具及び診療用放射性同位元素に用いられる被ばくの実効線量率定数、1cm 線量当量率定数及び実効線量率定数に対する 1cm 線量

被ばく 当量率定数の割合	実効線量率定数 ⁽¹⁾			(B) ($\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \text{Dy}^{-1} \text{h}^{-1}$)	(C) ($\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \text{Dy}^{-1} \text{h}^{-1}$)
	(A) ($\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \text{Dy}^{-1} \text{h}^{-1}$)	1cm 線量当量率定数 ⁽²⁾	1cm 線量当量率定数 ⁽³⁾		
金	0.139			0.155	1.2
金・Sr	1.145×10 ⁻⁵			1.395×10 ⁻⁵	1.2
セラ	0.0184			0.0233	1.2
ウラ	0.0616			0.0693	1.5
ウラ	0.0126			0.0161	2.9
ウラ	0.0548			0.0690	1.2
ウラ・La	0.00517			0.00627	1.2
ウラ・Au	0.0575			0.0687	1.2
セウ	0.0147			0.0196	1.3
セウ・Ba	0.0209			0.0276	1.3

注) (B)(A)の値は小数点第2位以下を四捨五入した。

表 3 に、診療用放射線防護器具及び診療用放射性同位元素に用いられる被ばくの実効線量率定数、1cm 線量当量率定数及び実効線量率定数に対する 1cm 線量当量率定数を示している。またの大部 分の被ばくの 1cm 線量当量率定数は、実効線量率定数に対し 1.5 倍～5 倍高く、

特にヨウ素-125は2.9倍も高い値である。このことは、シード線源を挿入された患者から第三者の被ばく線量を1cm線量当量年における人の組織・臓器の透過率は、実効線量率における身体の透過率と見なしても差し支えないと考える。また、ヨウ素-125の光子の1cm線量当量年から実効線量率への換算係数の適用も可能と考える。

ヨウ素-125の1cm線量当量年から実効線量率への換算係数=実効線量率定数+
1cm線量当量年定数=0.01261 [$\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}$]+0.0361 [$\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}$]=0.349

ただし、

0.01261 [$\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}$]+ヨウ素-125の実効線量率定数
0.0361 [$\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}$]: ヨウ素-125の1cm線量当量年定数

以上により、シード線源を永久的に挿入された患者の退出に関する「適用量または体内残存放射能」を実効線量で計算すると、「適用量または体内残存放射能」は、3.725 [MBq] (1.300 [MBq]+0.349=3.725 [MBq]) となる。

ただし、臨床上必要とされる最大放射能は2,000 [MBq]であることから、当該放射能をシード線源の退出基準の「適用量または体内残存放射能」に適用することが望ましいと考える。なお、シード線源の2,000 [MBq]は、前立腺肥大(前列腺体積が40mlを超えて60ml以下)の患者のQOLが危惧されるホルモン治療による予めの処置に依ることなく、直接シード線源による外来治療が可能な場合と見える。

そこで、シード線源2,000 [MBq]を永久的に挿入された患者が帰宅した場合の家族等の第三者が1メートル離れた地点における実効線量の計算を計算した。また、金-198グリシン線源を挿入された患者の退出基準についても併せて掲載した。

表4 ヨウ素-125の光子の1cm線量当量年透過率、実効線量透過率及び実効線量透過率に対する1cm線量当量年に対する1cm線量当量年

水の厚さ <i>t</i> [mm]	ヨウ素-125の光子の1cm線量当量年透過率の割合		
	1cm 線量当量 透過率 (F_{water})	実効線量 透過率 (F_{water})	$F_{\text{water}}/F_{\text{radio}}$
0	1.00E+00	1.00E+00	1.00
2	8.54E-01	7.93E-01	1.07
4	5.43E-01	5.02E-01	1.08
6	3.17E-01	2.69E-01	1.09
8	1.77E-01	1.63E-01	1.07
10	9.72E-02	9.11E-02	1.07
15	2.11E-02	2.04E-02	1.03
20	4.61E-03	4.31E-03	1.00
25	1.04E-03	1.00E-03	0.98
30	2.43E-04	2.61E-04	0.93

$$\begin{aligned} & ① \text{シード線源の体外放射能} 2,000 [\text{MBq}] \times 1.43 \times (39.4[\text{d}]) \\ & \quad \times 24[\text{h/d}] \times 0.0014 [\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}] \times 0.349 \times 0.25 \\ & \quad \div 1000 [\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{h}] = 50[\text{mSv}] \end{aligned}$$

ただし、

1.43: 案題の半減期から平均寿命を求めるための係数
0.0014 [$\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}$] : ヨウ素-125 の見掛けの 1cm 線量当量年定数
0.25 : 公衆の占有係数
0.349 : ヨウ素-125 の光子の 1cm 線量当量年定数から実効線量当量年定数への換算係数

$$\begin{aligned} & ② \text{介護者が抱くする実効線量の割合} = 2,000 [\text{MBq}] \times 1.43 \times (59.4[\text{d}]) \\ & \quad \times 24[\text{h/d}] \times 0.0014 [\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}] \times 0.349 \times 0.5 \\ & \quad + 1000 [\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{h}] = 1.01[\text{mSv}] \end{aligned}$$

ただし、

0.6 : 介護者の占有率

シード線源の体内残存放射能 2,000 [MBq] の患者から 1 メートル離れた地点における公衆被ばくの実効線量の計算は 0.65mSv、介護者は 1.01mSv であり、何れも“抑制すべき線量（公表：ImSv、介護者：5mSv）”を満たしている。

(2) シード線源の体内残存放射能 2,000 [MBq] の患者の体表面から 1 メートル離れた地点における 1cm 線量当量率 [$\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}$] を求められた。

シード線源の体内残存放射能 2,000 [MBq] の患者の体表面から 1 メートル離れた地点における 1cm 線量当量率 = $2,000 [\text{MBq}] \times 0.0014 [\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}]$

= $2.80 [\mu\text{Sv}/\text{h}]$

(3) グレイン線源を挿入された患者の体表面から 1 メートル離れた地点における 1cm 線量当量率 [$\mu\text{Sv}/\text{h}$]

グレイン線源の Au-198 は表 1 に示したように、ガンマ線エネルギーがヨウ素-125 に比べて高く、挿入部位も主に頭部であることから組織・頭脳による吸收は考慮しないこととする。また、金-198 の物理特性のうち、平成 15 年に発出された通知（医薬品第 0313001 号）の実効線量定数は $0.0576 [\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}]$ から $0.0576 [\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2/\text{MBq} \cdot \text{h}]$ に変更された。この変更の差は極めて僅かであることから、往前の退出基準の体内残存放射能が適用できると考える。一方、放射線の量、患者の体表面から 1 メートル離れた地点における 1cm 線量当量率 [$\mu\text{Sv}/\text{h}$] は、「適用量または体内残存放射能 [MBq] × 実効線量定数 =」で算出されていた。従って、これまで述べたように、1cm 線量当量率は、「適用量または体内残存放射能 [MBq] × 1cm 線量当量率 =」に改めるべきである。

このことから、「退出基準等に関する資料」⁵⁾ 3-3 永久的に挿入された患者から一般公衆が 1 年間に受けける線量による基準 2) 金-198 グレインを永久的に挿入された患者から一般公衆が 1 年間に受けける線量が 1mSv を超えない場合の体内残存放射能は、

<計算>

$$1,000 \left[\frac{\mu\text{Sv}}{\text{年}} \right] = Q_1 [\text{MBq}] \times \frac{0.0576}{1,000} \left(\frac{1}{2} \right)^{t_0/100}$$

$$\times 0.0576 \left[\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1} \right] \times 0.25$$

$$\therefore A = 745 [\text{MBq}]$$

ただし、

E_y (一般公衆に対する抑制すべき線量) : 1,000 [$\mu\text{Sv}/\text{年}$]

A (体内残存放射能) : Q₀ [MBq]

t₀ (投与直後の時間) : 0[h]

t₀ (1 年間の時間数) : R, 7,066[h] = (365[日/年] + 1/4[日/年]) × 24[h/d]

Γ (金-198 の物理的半減期) : 0.05761, $\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$

T (全-198 の物理的半減期) : 64.68[h]

η (一般公衆の占有率) : 0.25

以上により、適用量あるいは被ばくを考慮した体内残存放射能が 744[MBq] 未満である場合は、公衆被ばくの線量限度である 1mSv/年を超えない。なお、グレイン線源を挿入された患者の退出基準の 700[MBq] を挿入された患者の体表面から 1 メートル離れた地点における 1cm 線量当量率は次の通りである。

$$700 [\text{MBq}] \times 0.0576 \left[\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1} \right] = 46.09 [\mu\text{Sv}/\text{h}]$$

ただし、

0.05761, $\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$: 金-198 の 1cm 線量当量率定数

これらの結果より、全-198 グレイン線源を挿入された患者の退出に係る基準として、① 防護量としての適用量または体内残存放射能は、往前の通り 700 [MBq]。
② 実用量としての、患者の体表面から 1 メートル離れた地点における 1センチメートル線量当量率は、46.09 [$\mu\text{Sv}/\text{h}$] に改正するのが適切と考える。

4. シード線源 2,000 [MBq] を挿入された患者からの放射線安全に関する検討

4.1 次に測定する項目について、患者以外の第三者が車ばくする実効線量を評価した。

(1) 患者が被ばくする実効線量及び等価線量

シード線源 (1 個当たりの放射能 13.1 [MBq] (0.35[mcCi]) を挿入する場合の手技として通常の使用量は最大で 80 分離型である。しかし、ここでは最大放射能 2,004 [MBq] (64 [mcCi]) の挿入 (90 分の手術時間) を想定して、放射線診療從事者の実効線量及び等価線量を計算した (表 5)。

この作業において、線源等の重いにあたり適切な防護措置を講じていることが前提である。例えば、挿入されている以外の線源はしゃへい容器に保管されている (常に取り扱うのはシード線源 5 個、65.5 [MBq]) などである。患者等の被ばく症候が考慮されているが、何れの場合も、放射線診療從事者の実効線量程度及び皮膚の等価線量程度より著しく低いと計算された。

表5 シード被曝（ヨウ素-125：2,000 kBq）挿入時における放射線量当量半年定数への
被ばく量、

作業別	作業時間 (分)	距離 (cm)	被ばく量 (mSv)	皮膚の等価被曝量 ^{**}		
				作業時間 (分)	距離 (cm)	被ばく量 (mSv)
ブロー ディング	45	30	0.21	45	10	1.69
挿入時： 医師	90	60	0.16	45	10	1.69
挿入時： 看護師	90	75	0.07	8	10	0.34

*1) 対象被曝量（シーベルト（Sv））：被曝場の全身体ばくによる生体影響を評価する被曝量。組織・器官別の等価被曝量に組成被曝量（各組織・臓器の被曝量による放射線への感受性に係る係数）で修正した被曝量。対象被曝量度：5年間に100mSv、加齢なる1年間も50mSvを越えないこと。女性（妊娠する可能性がないと診断された女性及び妊娠する意思がない旨を病院又は診療所の看護師に書面で申し出た女性以外）の初期被曝度：1.0mSv/月間。
*2) 等価被曝量（シーベルト（Sv））：組織・臓器の平均被曝量被曝量（放射線の被曝量より及ぼす生体影響を考慮した結果）を算じて算出された。絶対・瞬時年の放射線被曝量を表示。対象被曝量度：年間500mSv。

(2) シード被曝を挿入された患者が一般病室に収容した場合の、一般病室内の他の患者が被ばくする対象被曝量（入院患者の被ばくによる基準：1.0mSv/3ヶ月間）
体内貯存放射能 2,000 [kBq]のシード被曝を挿入された患者が一般病室に収容した場合、当該患者の隣のベッドで防護器具を装着せずに2メートル離れた距離で1日24時間被覆すると仮定した場合、他の患者が被ばくする3ヶ月間ににおける対象被曝量の計算は次の通り。

$$E = 2,000 \times \left(\frac{2,000}{700} \right)^{\frac{100}{240}} dt \times 0.0014 \times 0.349 \times \left(\frac{1}{2} \right)^2 \times \frac{70}{240} + 1000 \\ = 0.83 [\text{mSv/30d}]$$

ただし、
E：隣のベッドで2メートル離れた地点における他の患者の3ヶ月間の対象被曝量
の計算[mSv/30d]
A：体内貯存放射能：2,000 [kBq]
t：（投与後30d）の時間：0h
t：（投与後30d）の時間：91 [d]×30d×24[h/d] = 2,184 [h]

$$\Gamma'（見掛けの1cm被量当量半年定数）：0.0014[\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}]$$

0.349：ヨウ素-125の光子の1mm被量当量半年定数から実効被量半年定数への換算係数

換算係数

$$T（ヨウ素-125の物理的半減期）：69.4[d] \times 24[h/d] = 1,425.6[h]$$

$$C_1（体表面から2メートル離れた地点での1日当たりの半減時間）：24[h/d]$$

$$L（患者の体表面からのベッドの患者までの距離）：2[m]$$

この結果、シード被曝（2,000 [kBq]）挿入後直ちに一般病室に収容した患者から2メートル離れた隣のベッドの患者の3ヶ月間の対象被曝量の計算は、医療法施行規則第30条の19に規定する「・病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診察により被ばくする放射線を除く。）の実効被曝量が3ヶ月間につき1.3ミリシーベルト」を超えない。

(3) 同居する妊娠あるいは患者を防護する子供が被ばくする対象被曝量（患者を訪問する子供に対して抑制すべき被量基準：1mSv）

ヨウ素-125の対象被曝のエネルギーは低く、軽い防護具で容易にしゃへいすることができる。公衆の被ばくが抑制すべき被量を超過するおそれがある場合には、適切な防護具等を装着することにより対処できる。

シード被曝（体内貯存放射能：2,000 [kBq]）を挿入後、直ちに退出・帰宅し、患者と1メートル離れた地点において家族等の第三者が1日当たり6時間接触（占有係数=0.25）すると仮定した場合に受けける対象被曝量は次の通りである。

$$E = 2,000[\text{kBq}] \times 0.0014[\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}] \times 0.349 \times 1,425.6 [\text{h}] \times 0.25 / 1000[\mu\text{Sv/h/Sv}] = 0.50 [\text{mSv}]$$

ただし、

$$E：被覆が全て被覆するまでの間、1メートル離れた地点における対象被曝量の被量[mSv]$$

$$1.425：被覆の半減期から平均寿命を求めるための係数$$

$$A（体内貯存放射能）：2,000 [\text{kBq}]$$

$$\Gamma'（見掛けの1cm被量当量半年定数）：0.0014[\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}]$$

$$0.349：ヨウ素-125の光子の1mm被量当量半年定数からの換算係数$$

$$T（ヨウ素-125の物理的半減期）：69.4[d] \times 24[h/d] = 1,425.6[h]$$

$$L（患者の体表面からの距離）：1[m]$$

$$f_0（公衆被ばくの占有係数）：0.25$$

以上により、シード被曝の体内貯存放射能（2,000 [kBq]）の患者が尿をしたのち、防護具を装着しない患者と1メートル離れた地点で1日6時間接触したときの第三者が被ばくする対象被曝量は1mSvを超えない。

(4) 患者を訪問した子供をひざに座らせるなどを想定した場合の子供が被ばくする実効線量の計算
シード線源 (2,000 [MBq]) を永久的に挿入された患者が帰宅後、最初の7か月間、防護具 (0.1mm 厚鉛相当) を装着し、1日当たり10分間子供をひざに座らせることを想定した場合の実効線量の計算は次の通り。

$$E = 2,000 \times 0.0014 \times \frac{7}{7} \times 0.349$$

$$\times \left[\int_{-0.01}^{+0.01} \left(\frac{1}{2} \right)^{\frac{10}{1.167-0.01}} dt \times \left\{ \left(\frac{1}{0.1} \right)^2 \times \frac{0.167}{24} \times 0.02 + \left(\frac{1}{1} \right)^2 \times \frac{6}{24} \right\} \right] + 1,000$$

$$+ \int_{-0.167}^{+0.167} \left(\frac{1}{2} \right)^{\frac{10}{1.167-t}} dt \times \left\{ \left(\frac{1}{0.1} \right)^2 \times \frac{0.167}{24} + \left(\frac{1}{1} \right)^2 \times \frac{6}{24} \right\} + 1,000$$

$$= -0.84 [\mathrm{mSv/\mu\text{F}}]$$

ただし、
E：被覆が全て被覆するまでの間、1メートル離れた地点における実効線量の
算算 [mSv]
A：(体内残存放射能) : 2,000 [MBq]
t₀：(被覆直後の時間) : 0[h]
t_∞：(被覆無限大的時間) : ∞[h]
Γ：(見掛けの1cm²線量当量率定数) : 0.0014 [μSv · m² · MBq⁻¹ · h⁻¹]
0.349 : ヨウ素-125 の光子の 1cm² 線量当量率定数から実効線量定数への
換算係数
T (ヨウ素-125 の物理的半減期) : 59.4[d] × 24[h/d] = 1,425.6[h]
C_t：(体表面から1メートル離れた地点での1日当たりの滞在時間) : 8[h/d]
L (患者の体表面からの距離) : 1[m]
この結果、シード線源 (2,000 [MBq]) の導入直ちに帰宅した患者と同室で
1m 離れた地点で被覆することを想定した場合の第三者の実効線量は、被覆すべき
線量の基準 (介護者 : 5mSv・家族等の公衆 : 1mSv) を超えない。
なお、シード線源を導入した人体組織等価アントムによる周辺線量当量率の
測定の結果、Axialの前まぶたに対して角ぼ30° 方向の実効線量の割合は5%以下
と報告している³⁾。ただし、線源を挿入されている患者の足元で被覆する場合は、
試算値が約4倍に増加する³⁾。それ故に、妊娠あるいは患者を訪問する子供が同
室で被覆する場合に被ばくする実効線量は、該臓治瘻患者との間の距離、被覆時
間及び位置によって“被曝すべき線量”の1mSvを超える可能性がある。従って、
母を除約2か月間は、患者を訪問する子供あるいは妊娠が患者と同室で就寝しない
ことが望ましいが、避けられない場合、患者との間の距離をとることや防射線防
護具の使用が推奨される。

(5) 患者帰宅後、同室で被覆する場合の介護者及び家族等が被ばくする実効線量 (患
者から 1m 離れた地点で 8 時間、防護具を装着しない場合)
シード線源の体内残存放射能 (2,000 [MBq]) の患者が帰宅後に、防護具を装
着しない状態で 1 メートル離れた地点で、1 日 8 時間就寝すると想定した場合の
第三者の実効線量の計算は次の通り。

$$E = 2,000 \times \int_{-0.01}^{+0.01} \left(\frac{1}{2} \right)^{\frac{10}{1.167-0.01}} dt \times 0.0014 \times 0.349 \times \left(\frac{1}{1} \right)^2 \times \frac{50}{2470} \times \frac{8}{720} + 1,000$$

$$= 0.67 [\mathrm{mSv}]$$

ただし、
E：被覆が全て被覆するまでの間、1メートル離れた地点における実効線量の
算算 [mSv]
A：(体内残存放射能) : 2,000 [MBq]
t₀：(被覆直後の時間) : 0[h]
t_∞：(被覆無限大的時間) : ∞[h]
Γ：(見掛けの1cm²線量当量率定数) : 0.0014 [μSv · m² · MBq⁻¹ · h⁻¹]
0.349 : ヨウ素-125 の光子の 1cm² 線量当量率定数から実効線量定数への
換算係数
T (ヨウ素-125 の物理的半減期) : 59.4[d] × 24[h/d] = 1,425.6[h]
C_t：(体表面から1メートル離れた地点での1日当たりの滞在時間) : 8[h/d]
L (患者の体表面からの距離) : 1[m]
この結果、シード線源 (2,000 [MBq]) の導入直ちに帰宅した患者と同室で
1m 離れた地点で被覆することを想定した場合の第三者の実効線量は、被覆すべき
線量の基準 (介護者 : 5mSv・家族等の公衆 : 1mSv) を超えない。
なお、シード線源を導入した人体組織等価アントムによる周辺線量当量率の
測定の結果、Axialの前まぶたに対して角ぼ30° 方向の実効線量の割合は5%以下
と報告している³⁾。ただし、線源を挿入されている患者の足元で被覆する場合は、
試算値が約4倍に増加する³⁾。それ故に、妊娠あるいは患者を訪問する子供が同
室で被覆する場合に被ばくする実効線量は、該臓治瘻患者との間の距離、被覆時
間及び位置によって“被曝すべき線量”的1mSvを超える可能性がある。従って、
母を除約2か月間は、患者を訪問する子供あるいは妊娠が患者と同室で就寝しない
ことが望ましいが、避けられない場合、患者との間の距離をとることや防射線防
護具の使用が推奨される。

(6) 戰場に復帰する場合の患者から第三者が被ばくする実効線量の計算
シード線源の体内残存放射能2,000 [MBq] 搬入直ちに差出し、戦場に備えし
た患者が防護具を装着しないで、1日8時間、連6日間被瘻内に暫在することを想定
した場合、1メートル離れた地点の第三者が1年間に被ばくする実効線量の算定は

次の通り。

$$E = 2,000 \times \int_{0(d)}^{766(d)} \left(\frac{S(t)}{d} \right)^{\frac{1}{1-\alpha}} dt \times 0.0014 \times 0.349 \times \left(\frac{1}{1} \right)^2 \times \frac{50}{24(d)} \times \frac{50}{7(d)} + 1,000 \\ = 0.48 [\text{mSv}]$$

ただしく、

E：被覆が全て被覆するまでの間、1メートル離れた地点における実効線量の
換算係数

計算式

A (体内被存放射能) : 2,000 [MBq]

t₀ (投与直後の時間) : 0[h]

t₁ (1年間の時間) : 8,766[h] = (365[d/年]+1/4[d/年]) × 24[h/d]

T (見掛けの1cm²の光子の1cm²線量当量半定数) : 0.0014 [$\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$]

0.349 : ヨウ素-125 の光子の1cm²線量当量半定数から実効線量半定数への
換算係数

T (ヨウ素-125 の物理的半減期) : 69.4[d] × 24[h/d] = 1,426.8 [h]

C_t (体表面から1メートル離れた地点での1日当たりの滞在時間) : 1[h/d]

L (患者の体表面からの距離) : 1[m]

D (1週間の日数) : 5[d/w]

この結果から、患者の体表面から1メートル離れた地点で、1日1時間、週5日間
毎日接触すると想定した場合の第三者の実効線量の計算は、公衆被ばくの線量限
度の1mSv/年を超えない。

ただし、医療する医師等十分に距離がとれない場合は、適切な防護具等を接
触するよう指導すること。シード装置の体内被存放射能2,000 [MBq]で退出し、
かつ最初の3週間(21日間)、0.1mm厚相当の防護具を被着する患者と0.3m離
れた地点で1日1時間、週5日間接触すると想定した場合の1年間ににおける第三者の
実効線量の計算は次の通り。

$$E = 2,000 \times 0.0014 \times 0.349 \times \left(\int_{0(d)}^{50(d)} \left(\frac{S(t)}{d} \right)^{\frac{1}{1-\alpha}} dt \times 0.2 + \int_{50(d)}^{8766(d)} \left(\frac{S(t)}{d} \right)^{\frac{1}{1-\alpha}} dt \right) \times$$

$$\left(\frac{1}{0.3m} \right)^2 \times \left(\frac{1(d)}{34(d)} \right) \times \frac{50}{24} + 1,000 = 0.54[\text{mSv}]$$

ただし、

E: 線量が全て被覆するまでの間、1メートル離れた場所における実効線量の
計算式

A (体内被存放射能) : 2,000 [MBq]

t₀ (投与直後の時間) : 0[h]

t₁ (放疗後1年の時間) : 8,766[h] = (365[d/年]+1/4[d/年]) × 24[h/d]

F_a (防護具 (0.1mm厚相当) の実効線量過量率) : 0.2 (20%)²

S (被覆の物理的半減期) : 504[h] = 21[h] × 24[h]

T (見掛けの1cm²線量当量半定数) : 0.0014 [$\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$]

0.349 : ヨウ素-125 の光子の1cm²線量当量半定数から実効線量半定数への
換算係数

T (ヨウ素-125 の物理的半減期) : 69.4[d] × 24[h/d] = 1,426.8 [h]

L (患者の体表面から0.3メートル離れた地点) : 0.3[m]

C_t (体表面から1メートル離れた地点での1日当たりの滞在時間) : 1[h/d]

D (1週間の日数) : 5[d/w]

以上により、ヨウ素-125 シード装置の体内被存放射能2,000 [MBq]で退出し、
かつ最初の3週間(21日間)は0.1mm厚相当の防護具を被着した患者が0.2m
離れた地点で被覆するまでの間、1メートル離れた地点における実効線量の
計算は次の通り。

A (体内被存放射能) : 2,000 [MBq]

t₀ (投与直後の時間) : 0[h]

t₁ (1年間の時間) : 8,766[h] = (365[d/年]+1/4[d/年]) × 24[h/d]

F_a (防護具 (0.1mm厚相当) の実効線量過量率) : 0.2 (20%)²

S (被覆の物理的半減期) : 504[h] = 21[h] × 24[h]

T (見掛けの1cm²線量当量半定数) : 0.0014 [$\mu\text{Sv} \cdot \text{m}^2 \cdot \text{MBq}^{-1} \cdot \text{h}^{-1}$]

0.349 : ヨウ素-125 の光子の1cm²線量当量半定数から実効線量半定数への
換算係数

T (ヨウ素-125 の物理的半減期) : 69.4[d] × 24[h/d] = 1,426.8 [h]

L (患者の体表面から0.3メートル離れた地点) : 0.3[m]

C_t (体表面から1メートル離れた地点での1日当たりの滞在時間) : 1[h/d]

D (1週間の日数) : 5[d/w]

以上により、ヨウ素-125 シード装置の体内被存放射能2,000 [MBq]で退出し、
かつ最初の3週間(21日間)は0.1mm厚相当の防護具を被着した患者が0.2m

離れた地点で1日当たり1時間、週5日間接触した場合の第三者が被ばくする実効線量の算定は、公衆被ばくの線量限度の1mSv/aを超えない。

五、結論

D.3 の (1) から (3) の検討の結果、「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出に関する指針」¹⁾を次の通り改正されることを提案する。なお、アンダーラインで示した箇所及び参考文献による表記は、改されることが望ましい事項等を示した。

3-1 放射能及び線量率による表記

医療法に基づいて診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者が病院内の診療用放射線照射器具使用定めるのは放疗機器室等から退出する場合には、以下の (1) 及び (2) いずれかの基準を満たさなければならぬ。

(1) 適用量あるいは被ばくを考慮した経年放疗能に基づく基準
適用量あるいは被ばくを考慮した経年放疗能が表 1 に示す放疗能を超えないこと。

(2) 調定線量率に基づく基準
患者の体表面から 1 メートル離れた地点で測定された線量率が表 1 に示す 1 センチメートル線量当量を超えないこと。

表 1 診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出における放疗能と
線量率

診療用放射線照射器具 ヨウ素 125 シード (前立腺 に適用した場合は) ²⁾	適用量または 体内残存放疗能 (MBq)	患者の体表面から 1 メート ル離れた地点における 1 セ ンチメートル線量当量 (μ Sv/h)
ヨウ素 125 シード (前立腺 に適用した場合は) ²⁾	1,200~2,000	1.5~2.8
金 198 グレイン	700	40.3~49.0

* 1) 前立腺以外の部位にヨウ素 125 シードを適用する場合、当該部位における組織等の吸収を考慮して放疗能と線量率を計算で求め、公衆及び介護者、患者を訪問する子供について抑制すべき線量の基準を遵守することとする。
なお、適用量または体内残存放疗能が 1,800 [MBq] を超えるヨウ素 125 シード装置を挿入された患者の退出における放疗能の測定は、トレーサビリティが明確な標準装置における放疗能の測定の測定は、トレー-サビリティが明確な標準装置によりヨウ素 125 線源の光子エネルギー範囲 (26~35 keV) で校正された放疗能測定器を用いることとする。

参考文献

- 1) アイントープ手帳 11版、社団法人日本アソートープ協会 (2011)
- 2) 佐々木敬、土屋聰志ら、「NET seeds 放射線治療中ににおける患者周辺線量当量率測定と相対線量の算出、日本放射線医学誌、139-13, 2001
- 3) 厚生労働科学研究費補助金研究報告書、研究代表者：新野義「ヨウ素-125 シード装置による肺立體がん治療における放射線安全確保に関する検討」—患者の周辺線量当量率の測定及び防護下着装等による漏れい線量の低減化に関する検討—、平成 25 年 3 月
- 4) 厚生労働科学研究費補助金研究報告書、研究代表者：細野誠「前立腺癌患者に対してヨウ素 125 痘封小物取扱い挿入療法の適用後に帰宅した場合の被ばく患者以外の第三患者に対する放疗線安全確保に関する検討」、平成 27 年 8 月
- 5a) 厚生労働省医療局安全管理課長通知：診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出について、平成 16 年 3 月 18 日医政第 0312001 号
- 5b) 厚生労働省医療局安全管理課医療事務連絡：診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出について、平成 16 年 3 月 13 日
- 6) ICRP Publication 60, 1990 Recommendations of the International Commission on Radiological Protection, Annals of the ICRP, 21, No. 1-3 (1991)
- 7) ICRP Publication 103, The 2007 Recommendations of the International Commission on Radiological Protection, Annals of the ICRP, Vol.37, No. 2-4 (2007)
- 8) 国立がん研究センターがん情報サービス「がん・監査・統計」
- 9) Brian J. Davis, et al. American Brachytherapy Society consensus guidelines for transrectal ultrasound-guided permanent prostate brachytherapy. Brachytherapy 11 (2012) 6-19
- 10) 「オディン能 1.25 m.s」 緒刊文書 日本化医株式会社
- 11) 「カソデックス能 8.0 mg」 緒刊文書 アストラゼネカ株式会社
- 12) 「ソラテックス LA10. 8 mg デボ」 緒刊文書 アストラゼネカ株式会社
- 13) 「リューブリン注射用」 緒刊文書 丹田薬品工業株式会社
- 14) ICRP Publication 74, Conversion Coefficients for use in Radiological Protection against External Radiation, Annals of the ICRP, Vol. 25, (1996)
- 15) ICRP Publication 98, Radiation Safety Aspects of Brachytherapy for Prostate Cancer Using Permanently Implanted Sources, Annals of the ICRP, Vol. 35 (2005)
- 16) 放射能施設の運営計算実務 (放射能) テーマ集 2016; 公益社団法人原子力安全技術センター、平成 27 年 10 月
- 17) 放疗管理、他: 「シード装置による前立腺癌的小線量治療を受けた患者に対する 1cm 線量当量率の測定」、J. Jpn. Soc. Ther. Radiol. Oncol. 17:129-127, 2005

- 16) JAERI-DataCode 2000-044 (2001年1月) : 板本幸夫ら、実効質量評価のための光子・
中性子・ベータデータ集創成核射線に対する差へい計算定数; 日本原子力研究所高能研究所原
能物理部